「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」及び 「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の開催に ついて

平成23年3月25日 犯罪被害者等施策推進会議

- 1. 第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)の「V 重点課題に係る具体的施策」の第1の2. (2)及び(3)を実施するため、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」及び「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」(以下「検討会」という。)をそれぞれ開催する。
- 2. 各検討会の構成員は、関係行政機関の職員及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、会長が指名する。
- 3. 各検討会の座長は、その属する検討会を主宰する者として、その構成員のうちから会長が指名する。
- 4. 各検討会の座長は、自らに事故があった場合に、座長に代わり検討会を主宰する者として、その構成員のうちから座長代理を指名する。
- 5. 各検討会は、関係行政機関の職員たる構成員以外の構成員の出席が半数に満たないときは、これを開くことができない。
- 6. 検討会は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。
- 7. 検討会は非公開とし、座長の指名する者は、検討会における議事の内容を、当該検討会の終了後、速やかに、適当と認める方法により公表する。
- 8. 座長は、検討会の終了後、遅滞なく、当該検討会の議事要旨及び議事録を作成し、 これを公表する。ただし、議事録の公表に際し、当該議事録が、行政機関の保有す る情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条各号に掲げる情報の いずれかを含む場合は、座長が検討会の決定を経て、当該議事録の全部又は一部を 非公表とすることができる。
- 9. 検討会の庶務は、内閣府犯罪被害者等施策推進室において処理する。
- 10. 前各号に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣(犯罪被害者等施策担当)が定める。